



尾張西枇杷杷島まつり

美濃路に初夏を告げる「尾張西枇杷杷島まつり」が開催されます。

とき 6月2日(土)・3日(日)
ところ 美濃路

まつりでは、江戸時代に製作され200年余の歴史を誇る5輦の山車が美濃路を練り歩き、勇壮な曲場(山車方向転換)や、からくり人形の優雅な舞が披露されます。

詳しくは、広報5月号折込みの「尾張西枇杷杷島まつりガイド」をご覧ください。

山車伝統行事のご案内

まつりの準備のため、山車を組み立てる「空木立(からきだち)」、麻のロープ一本で4トン近い山車の榎棒(かじぼう)をしっかりと結び「棒締め」等の伝統行事が行われます。この一年に1度の行事を西六軒町公民館でご覧いただけます。また、まつり前夜を彩る「宵まつり」も開催されます。

とき
●空木立 5月13日(日) 午前9時から
●棒締め 5月31日(木) 午後7時から
●宵まつり 6月1日(金) 午後6時から

ところ 西枇杷島町西六軒町公民館
(西枇杷島町西六軒90番地)

※駐車場はありませんのでご注意ください。

■問合せ 産業課(南館3階)



歩行者交通規制のご案内

今年は花火打上げ時の一方通行が東向きになります。昨年とは逆方向となりますのでご注意ください。

■とき 6月2日(土)午後7時30分～9時30分
■ところ 美濃路



織田信長公 顕彰祭

郷土の英傑・織田信長公を讃え、信長公をお祀りした小社前で「織田信長公顕彰祭」が執り行われます。一般の方の見学もできます。



とき 6月2日(土) 午前10時から

ところ 清洲古城跡公園
市観光協会

■問合せ 産業課(南館3階)
☎



防災シンポジウム

「ゲリラ豪雨、あなたは避難できますか? できることから始める水防活動」

と き 5月20日(日)
開場 午後1時
開演 午後1時30分
ところ 清洲市民センター ホール

入場無料・申込不要

■問合せ 防災行政課(北館3階)

昨年は、ゲリラ豪雨や台風により、各地で多くの水害が発生しました。本市でも、いつこのような水害が起きてもおかしくありません。

そこで、今年は、水害への備えをテーマとしたシンポジウムを開催します。

この機会に、水害から自分の身が守れるか確認してみましょう。

<防災シンポジウムの内容>



1 基調講演

- 講演者
・清須市職員

2 パネルディスカッション

- コーディネーター
・認定NPO法人 レスキューストックヤード
常務理事 浦野 愛 氏

- パネリスト
・清須市消防団長 齋藤雅美 氏
・新川第4ブロック自主防災会 吉田陽一 氏
・清須市職員



地域防災リーダー養成講座 受講者募集!

自らはもとより、地域の大切な方々を災害から守るため、正しい知識と行動を学びませんか?

第1回 5月13日(日)午前9時～正午 **定員20名程度**

講 義 地域防災リーダーの役割・心構え
グループワーク 自分の地域を防災の観点から評価する 一住まいの地域の再確認

第2回 5月20日(日)午後1時30分 開演(防災シンポジウム)

上記の防災シンポジウムを受講していただきます。

第3回 7月 8日(日)午前9時～正午

講 義 「清須市避難所運営マニュアル」の運用
講義・グループワーク
避難所運営ゲーム(HUG)

○講師 認定NPO法人レスキューストックヤード、清須市職員
※申込をされた方には、原則3つの講座すべてを受講していただきます。
※会場は、すべて清洲市民センターとなります。



申込方法

①電話又は防災行政課(北館3階)窓口での申込の場合

電話又は窓口で「地域防災リーダー養成講座の申込」とお伝えください。

②FAX(052-400-2963)又はE-mail(bosaigyosei@city.kiyosu.lg.jp)での申込の場合

件名を「地域防災リーダー養成講座申込」とし、住所・氏名・電話番号・ブロック名(町内会名)をご記入のうえ、送信してください。



平成30年度 市政推進委員

行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

古城		旭芳野		松原		花咲地領		日の出		六軒		大和		砂入		西枇杷島第2		西枇杷島第1	
西田省三	野々村真人	辻武寿	宇佐美敏宏	諸戸泰彦	松井信曉	石原恵美	笹本道彦	鈴木一男	河村泉	真野晴光	阿部達彦	奥田照明	福島章雄	柴田幸夫	伊藤めぐみ	伊藤元康	早川英司	山本彰	小笠原真由美

清洲第8		清洲第7		西市場1・2・3丁目		一場		朝日		西弁田天中		清洲第2		清洲第1		小場塚		二ツ杵	
廣木謙二	村井克彦	満永良夫	加藤満	猪子博司	日浦實敏	山縣了	大島壽弘	猪子昭美	猪子保	浅野俊典	中野浩光	加藤富久	山田清吉	渡邊博史	堀田忠彦	吉田純一	横山章吾	小澤清孝	安藤克信

寺野		外町		新川第4		新川第3		新川第2		新川第1		新清洲		上条		土田		清洲第9	
小川幸雄	太田敏男	原慎二	鬼頭栄一	滝澤由紀	大島健嗣	原正男	赤杉孝道	横井敏夫	名須谷昌宏	神谷一彦	梶原六男	森稔文	山田俊一	石塚久喜	松本隼輝	岩田茂	浅野廣道	牧野幸次	古澤文博

市政の円滑な推進のため、地域の皆さんとのパイプ役となる市政推進委員及び副市政推進委員を次の方々に委嘱しました。
(敬称略)

春日南		上中		新春日西田		春日蓮祢		落宮		阿原		新川第8		鍋片	
櫻井孝	水野陽司	中川栄一	水野政勝	星野清明	杉本富士男	山原義明	鈴木一弘	加藤建雄	後藤正臣	早川孝	井戸田修一	永田覚	浮田幹雄	小澤篤司	杉本鑛治

【問合せ】
防災行政課(北館3階)

ブロック名
市政推進委員
副市政推進委員

平成29年度下半期の財政状況 (平成29年10月1日～平成30年3月31日)

本市の平成29年度予算の執行状況をお知らせします。

平成30年3月31日現在の各会計の歳入・歳出の執行状況は、下表のとおりです。

地方公共団体の決算は、出納整理期間(4月1日～5月31日)があることから、平成29年度決算は、平成30年5月31日を待たないと確定しません。

なお、決算の結果につきましては、改めてお知らせをさせていただきます。

●一般会計(予算現額の多い順になっています。)

区 分	歳 入				歳 出				
	予算現額 (千円) ①	収入済額(千円)		収入割合 (%) ②/①	区 分	予算現額 (千円) ③	支出済額(千円)		執行割合 (%) ④/③
		②	下半期分				④	下半期分	
市 税	11,866,619	11,791,238	4,473,120	99.4	民 生 費	9,556,813	9,055,041	4,334,706	94.7
国庫支出金	3,318,114	2,715,194	1,457,134	81.8	教 育 費	4,522,292	2,716,174	1,433,028	60.1
市 債	2,450,000	522,000	522,000	21.3	土 木 費	2,986,497	1,728,100	745,677	57.9
地方交付税	2,127,333	2,336,550	775,054	109.8	総 務 費	2,850,327	2,392,044	1,519,973	83.9
県 支 出 金	1,275,679	1,014,554	848,847	79.5	衛 生 費	2,221,793	2,062,399	1,150,808	92.8
地方消費税	1,214,000	1,219,238	527,506	100.4	公 債 費	1,840,203	1,454,112	946,693	79.0
繰 入 金	769,474	769,471	769,471	100.0	消 防 費	987,136	874,399	442,445	88.6
繰 越 金	712,935	712,935	0	100.0	商 工 費	284,836	257,740	61,245	90.5
諸 収 入	647,561	550,785	375,195	85.1	議 会 費	253,812	247,182	118,566	97.4
負担金及び金	397,018	356,421	206,794	89.8	農 水 産 業 林 費	189,809	128,535	71,908	67.7
そ の 他	946,802	912,380	513,623	96.4	そ の 他	32,017	2,000	0	6.2
合 計	25,725,535	22,900,766	10,468,744	89.0	合 計	25,725,535	20,917,726	10,825,049	81.3

●特別会計

会 計 名	予算現額 (千円) ⑤	歳 入			歳 出		
		収入済額(千円)		収入割合 (%) ⑥/⑤	支出済額(千円)		執行割合 (%) ⑦/⑤
		⑥	下半期分		⑦	下半期分	
国民健康保険	7,603,624	6,748,922	3,217,466	88.8	6,691,874	3,495,554	88.0
介護保険	4,491,918	4,322,529	2,168,824	96.2	3,988,320	2,255,241	88.8
下水道事業	3,581,868	2,172,232	1,274,351	60.6	2,018,997	980,092	56.4
後期高齢者医療	1,447,992	1,449,895	554,592	100.1	1,315,581	747,502	90.9

●企業会計

会 計 名	収 入				支 出				
	予算現額 (千円) ⑧	収入済額(千円)		収入割合 (%) ⑨/⑧	予算現額 (千円) ⑩	支出済額(千円)		執行割合 (%) ⑪/⑩	
		⑨	下半期分			⑫	下半期分		
水道事業	収益的収支	222,742	221,385	121,444	99.4	185,447	183,908	125,910	99.2
	資本的収支	41,858	23,930	13,041	57.2	159,469	140,946	83,564	88.4

●市有財産の状況

土地	722,863㎡
建物	196,680㎡
基金	6,555,839千円
有価証券・出資金・出捐金	463,585千円

●市民の負担

一人あたりの市税負担額	54,469円
-------------	---------

※ この金額は、個人市民税収入済額(現年課税分)を総人口で単純に割ったものです。
 ※ 総人口68,734人(平成30年3月31日現在)

■問合せ 財政課(南館3階)



税だより

軽自動車税の納税をお忘れなく

軽自動車税(二輪車、原付等)は、4月1日現在の所有者に対して課税される税です。

5月上旬に納税通知書を発送します。納期限は5月31日(木)です。

住所移転や婚姻等で住所・氏名に変更があった方は、届出が正しく行われていないと、軽自動車税が前所有者に課税されたり、所有していないのに課税されたりすることがありますので、必ず届出をしてください。

書類の提出及び問合せ先

■軽自動車(660cc以下)

軽自動車検査協会愛知主管事務所
小牧支所(小牧市新小木3・36)

☎050・3816・1773

■二輪の小型自動車(250cc超の二輪車)

中部運輸局愛知陸運支局小牧自動車検査登録事務所(小牧市新小木3・32)

☎050・5540・2048

■軽二輪(125cc超250cc以下)及び250cc以下の側車付二輪自動車

愛知県軽自動車協会小牧分室(小牧市新小木3・36)

☎0568・43・1406

■原付・ミニカー・小型特殊車

市税務課(北館2階)

軽自動車税の障害者等に 対する減免のお知らせ

障害の範囲等により一定の要件に該当する場合は、申請することにより軽自動車税が減免されることがあります。

申請期限 5月24日(木)

申請に必要なもの

●平成30年度軽自動車税納税通知書(納付する前のもの)

●運転免許証の写し

●障害者手帳の写し

●自動車検査証の写し

●印鑑

●マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード

※納付されますと減免の対象になりません。

※その他必要に応じて書類を提出いただく場合があります。

申請・問合せ 税務課(北館2階)

建物の改修をして利用状況を変更したら届出を

固定資産税は、毎年その年の1月1日現在を基準日として、家屋の所在する市町村において課税されます。家屋の改修を行って利用状況(建物種類)を変更した場合、現地確認が必要となりますので、税務課北館2階までお申し出ください。

例 事務所・店舗 ↓ 住宅

住宅 ↓ 店舗・倉庫

併用住宅 ↓ 住宅

問合せ 税務課(北館2階)

自動車税の納税をお忘れなく —5月31日(木)は、自動車税の納期限です—

自動車税は、毎年4月1日午前0時現在の所有者(売主が所有権を留保している自動車については、買主である使用者)に課税されます。

5月上旬になりましたら、名古屋北部県税事務所から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関及びコンビニエンスストア等で納付してください。

また、パソコンなどを利用してクレジットカードでも納付していただけます。(利用者には決済手数料がかかります。)

なお、3月末までに名義変更・譲渡・廃車などの登録手続を他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、登録手続が正しく行われていない可能性があります。自動車販売業者などに手続きを依頼された方は、確実に行われているかどうかを確かめてください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、名古屋北部県税事務所までお問合せください。

■問合せ 愛知県名古屋北部県税事務所 課税第二課 自動車税グループ ☎052-531-6305(ダイヤルイン)
※クレジットカード納付に関する詳細は、愛知県総務部税務課Webサイト(<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>)をご覧ください。

製造事業所の皆様へ 工業統計調査にご協力ください

平成30年工業統計調査(6月1日現在)を実施します。

今月から6月にかけて調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

調査票に記入していただいた内容につきましては、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確にご記入ください。

調査員は身分証明書(調査員証)を携帯しております。万が一、不審に思われるようなことがあった場合は、企画政策課(北館3階)までご連絡ください。

■問合せ 企画政策課(北館3階)



平成30年度 国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、我が国の国民皆保険制度を支える医療保険であり、将来にわたり安定的に運営していく必要があります。

本市の国民健康保険は、医療の高度化や急激な高齢化により医療費などは年々増加傾向にあります。平成30年度から県が財政運営の主体となり、県は市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金(保険料負担)の額を決定し、市町村から納付させるとともに、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払うことになりました。

本市では、清須市国民健康保険運営協議会において収支均衡策を含む運営のあり方について慎重に審議を重ね、税率改定の答申をいただき、平成30年度保険税の改正を行いました。将来にわたって安定した国民健康保険の運営を継続するため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

平成30年度からの新税率(色付き部分が改定分)

	医療分 (国保の全加入者)		後期高齢者支援分 (国保の全加入者)		介護納付金分 (40歳以上65歳未満加入者)	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割 所得に対して	5.00%	5.28%	1.10%	1.31%	1.10%	1.25%
資産割 固定資産税に対して	27.00%	22.50%	10.00%	8.33%	5.30%	4.41%
均等割 加入者1人当たり	16,000円	17,800円	6,000円	6,600円	6,200円	7,000円
平等割 1世帯当たり	18,000円	18,200円	6,000円	6,200円	5,400円	5,400円
課税限度額	540,000円	580,000円	190,000円	190,000円	160,000円	160,000円

※平成30年度の納税通知書は、7月中旬に送付する予定です。

国民健康保険税軽減世帯が、平成30年度に改正されました

世帯の総所得金額が、次の基準以下の世帯については、「均等割」と「平等割」が軽減されます。【判定については、自動判定しますので申請等は不要です。】

軽減対象となる所得の基準	軽減割合
世帯の所得が33万円	7割
世帯の所得が33万円+(27万5千円※1×被保険者数※3)	5割
世帯の所得が33万円+(50万円※2×被保険者数※3)	2割

※1 改定前27万円 ※2 改定前49万円

※3 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方の人数と所得を含めて算定します。

■問合せ 保険年金課(北館1階)



「緑のカーテン」をご家庭で始めてみませんか

市では、地球温暖化防止対策のひとつとして、楽しみながら実践でき、省エネ効果が期待できる「緑のカーテン」を推奨しています。

「緑のカーテン」とは、ゴーヤなどのつる性の植物を窓の外に這わせた“植物のカーテン”のことで、ご家庭でできる地球温暖化防止対策です。

夏の強い日差しを和らげ、葉の蒸散作用により周囲の温度を下げてくれるので、カーテンから涼しい風が流れ込み、室温の上昇を抑えてくれます。これにより、冷房の使用抑制による省エネルギー効果が期待できます。

今年度も一場在住の加藤様のご好意で、ゴーヤ苗をいただけることとなりました。

ご家庭で「緑のカーテン」に取り組んでいただける方に、ゴーヤの苗を差し上げます。

ぜひ皆さんも「緑のカーテン」にチャレンジしてみませんか。

とき 5月10日(木) 午前9時～午後5時(苗が無くなり次第終了します。)

ところ 北館地下駐車場

※配布数量 600本(予定) 1世帯2本まで(1世帯1回のみ)

■問合せ 生活環境課(北館2階)



今月のエコチャレンジ

アサガオのすだれ育てて エコライフ

●ゴーヤやアサガオで「緑のカーテン」を作ったり、よしずやブラインドを使用して夏の日差しを防ぎましょう。

●冷房を毎日1時間減らせば、ひと夏約9キログラムの二酸化炭素削減が可能です。(電気代は約510円の節約)

【出典:エコチャレ手帳2018(愛知県)】

■問合せ 生活環境課(北館2階)





災害への備えとして! 「あんしん・防災ねっと」

『あんしん・防災ねっと』とは、市の防災情報などを携帯電話等で確認できるサービスです。
災害時緊急情報、防犯・不審者情報については、メールでもお知らせします。
メール配信をご希望の方は、ご自身の携帯電話メールアドレスを以下のとおり登録してください。

メール配信登録

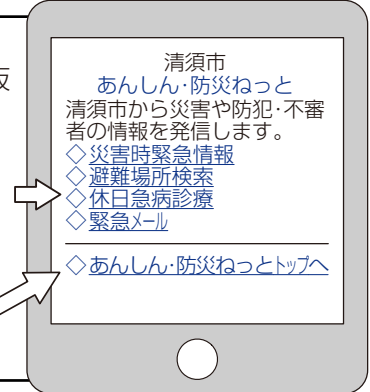
次のメールアドレスに空メール(タイトル、本文なし)を送っていただくと仮登録ができます。

kiyosu-address@anshin-bousai.net

右記QRコードにアクセスしていただいても登録できます。
(緊急メール→登録・変更・解除→新規登録・登録内容の変更・解除)

検索情報

QRコードにアクセスしていただくか、次のアドレスにアクセスしていただくと避難場所や休日急病診療などの情報を検索できます。
<https://www.anshin-bousai.net/~kiyosu/index.html>



■問合せ 防災行政課(北館3階)

洪水情報も緊急速報メールで発信!

国が管理する庄内川で、氾濫の危険が高まった時、緊急速報メールが自動で発信されます。
メールを着信したら、雨の降り方や庄内川の今の水位を「川の防災情報」で確認しましょう。

国土交通省川の防災情報ホームページ

<https://www.river.go.jp/s/>

■問合せ 国土交通省庄内川河川事務所
☎052-914-6713



特定空家等に認定される前に適切な管理を!

「特定空家等」の認定基準とは…

次の4つの基準のうち、どれかひとつに該当する空家等は「特定空家等」に認定される可能性があります。

- ・ 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・ 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・ 適切な管理がおこなわれていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

「特定空家等」に認定されると…

市長は、特定空家等の所有者等に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条に定める次の措置をとることができるようになります。

助言 又は 指導	適切な管理のために必要な措置をとるよう、助言・指導を行うことができます。
勧告	助言・指導をしても状態が改善されない場合、必要な措置をとることを勧告することができます。 勧告を受けると、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されます。(税負担が増えます。)

※勧告をしても状態が改善されない場合は、命令や代執行といった措置をとることがあります。
空家等を放置すると、周辺環境だけでなく、自分自身にも負担が生じます。また、たとえ相続を放棄しても、管理義務は残ります。

特定空家等に認定される前に、適切な管理を心がけましょう。



■問合せ 防災行政課(北館3階)

3月議会定例会

■問合せ 議事調査課(南館4階)

平成30年度一般会計予算案など26議案を審議

定例会は、3月2日から23日までの22日間の会期で開き、初日に施政方針・市長提出議案の上程・説明がありました。その他の議案については、8日に質疑が行われた後、各所管の常任委員会に付託されました。最終日には、それぞれの常任委員会の審査結果について委員長から報告があり、採決の結果、原案どおり可決されました。

可決された主な議案

- ◆平成30年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算案
- ◆平成30年度における固定資産税等に係る納期の特例に関する条例案
- ◆指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例案
- ◆消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- ◆市道路線の認定及び廃止について
- ◆平成29年度一般会計補正予算(第6号)案

その他の議案については、広報清須5月号折込の「市議会だより第49号」及び市ホームページをご覧ください。

第1回議会 開会日・時間 5月9日(水) 午前9時30分から

臨時会の日程 本会議はお気軽に傍聴できます。詳しくは、議事調査課(南館4階)までお尋ねください。

防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達訓練の実施

5月16日(水)午前11時頃 実施します

市では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム「J-ALERT(ジェイ・アラート)」から送られてくる国からの緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆様へお伝えするため、市内で緊急情報伝達訓練を行います。

J-ALERT(ジェイ・アラート)とは、地震・津波や武力攻撃などの災害時に国から送られてくる緊急情報を、人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。市が当日実施する試験は、次のとおりです。



情報伝達手段	内容
防災行政無線の放送	市内110か所に設置してある防災行政無線から、次の放送内容が一斉に放送されます。 【放送内容】「これは、Jアラートのテストです。」×3+「防災行政無線チャイム」

※清須市以外の地域でも、全国的に様々な情報伝達手段で試験が実施されます。

■問合せ 防災行政課(北館3階)

清須市人事異動

平成30年4月1日発令・課長職以上及び園長等

【部長】

- ・総務部長 平子 幸夫
- ・市民環境部長 栗本 和宜
- ・会計管理者 寺井 秀樹
- ・教育委員会事務局教育部長 加藤 秀樹
- ・五条広域事務組合事務局へ派遣 猪子 公威

【次長級】

- ・総務部次長兼税務課長 吉田 敬
- ・市民環境部次長兼産業課長 石田 隆
- ・健康福祉部次長兼高齢福祉課長 森川 治美
- ・健康福祉部次長兼子育て支援課長 加藤 久喜
- ・次長兼会計課長 三輪 晃司
- ・教育委員会事務局教育部次長 丹羽 久登
- ・兼学校教育課長 舟橋 監司
- ・人事秘書課長 岩田 喜一
- ・財政課長 伊藤 嘉規
- ・市民課長 日比野 鋭治
- ・春日市民サービスセンター所長 佐古 智代
- ・健康窓口係長 飯田 英晴
- ・健康推進課長 土木 長谷川 久高
- ・都市計画課長 近藤 修好
- ・生涯学習課長 吉田 剛
- ・学校給食センター管理事務所長 松村 和浩
- ・シルバー人材センター事務局へ派遣 山村 雅子

【施設長】

- ・西枇杷島保育園園長 糟谷 和世
- ・朝日保育園園長 高谷 幸代
- ・須ヶ口保育園園長兼新川子育て支援センター所長 高橋 直子
- ・ネギヤ保育園園長 小林 佳世
- ・清洲児童センター所長 猪又 紀子
- ・たんぼぼ園園長 渡辺 佳代
- ・西枇杷島第一幼稚園園長 正木 悦子
- ・大橋 徳昭(総務部長)
- ・鷲見 雅一(市民環境部長)
- ・林 耕司(会計管理者)
- ・加藤 和彦(市民環境部次長兼市民課長)
- ・田中 直子(健康福祉部次長兼健康推進課長)
- ・増田 一郎(春日市民サービスセンター所長兼窓口係長)
- ・川末 裕子(清洲児童センター所長)
- ・松本 洋子(西枇杷島第一幼稚園園長)

清須市教職員人事異動

平成30年4月1日発令・教頭以上

- ・清洲小学校校長 鹿島 直樹
- ・清洲東小学校校長 大島 明美
- ・清洲南小学校校長 池田 信吾
- ・清洲北小学校校長 山下 泰司
- ・清洲小学校校長 高橋 昭男
- ・新川小学校校長 青木 洋子
- ・新川中学校校長 池田 英則
- ・春日中学校校長 山村 雅子



寄附をいただきました

- 野中 洋一 様 第8回はるひ絵画トリエンナーレ
入選作家関連作品 1点
- 柳瀬 辰久 様
○近藤 朗 様 加藤正音作 絵画作品 5点

(順不同)

有効に使わせていただきます。
ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。

鈴木 勝(西枇杷島町北一ツ杵)

〈愛知県選挙管理委員会表彰〉
長年にわたり、選挙の管理執行、公職選挙法の普及、選挙人への啓発等に尽力された功績によるものです。(敬称略)

各種表彰

あなたが支える赤十字運動 毎年5月は「赤十字社員増強運動月間」です

日本赤十字社は、災害救護や海外への援助、赤十字奉仕団の育成など幅広い活動を行っています。

これらの活動の原動力となるのは、皆様から寄せられる会費や寄付金です。昨年度は、603万1,645円のご協力をいただき、ありがとうございました。今年度も皆様のご協力をお願いします。

■問合せ 社会福祉課(北館1階)



熊本地震の義援金募集にご協力ありがとうございます

平成29年10月～平成30年3月の合計額 1,995円
平成28年4月からの累計額 152万3,694円

市役所各庁舎及び市内の施設等へ設置した義援金箱に、皆様から心温まる善意をお寄せいただきました。募金していただいた義援金は、日本赤十字社を通じ、被災地へ届けられます。引き続きご協力をお願いします。

■問合せ 社会福祉課(北館1階)



人権擁護委員制度70周年 6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員はあなたの街の身近なパートナーです。

差別や名誉毀損、虐待、体罰やいじめ、職場でのセクハラ、DV等、人権に関する悩みごとは、一人で悩まず、人権擁護委員にご相談ください。

清須市内の人権擁護委員(敬称略)

西 枇 杷 島	建部憲子	新 川	横井圭子	清 洲	飯田 基	春 日	丹羽 努
	奥田照明		小川さより		秋田博海		佐藤清明
	野村昌敏		鹿取健司		下村美知子		

全国共通相談ダイヤル(土・日・祝を除く 午前8時30分～午後5時15分)

みんなの人権110番 ☎0570-003-110
子どもの人権110番 ☎0120-007-110(通話料無料)
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

インターネット人権相談 <http://www.jinken.go.jp/>

■問合せ 社会福祉課(北館1階)

美化ボランティア 会員募集



新川の河川敷を散策すると、花壇にきれいな花が咲いています。この花壇を管理している方々が、美化ボランティアの方々です。あなたも環境美化の一翼を担うボランティア活動に参加してみませんか。一緒に活動していただける会員を募集しています。

■問合せ 生活環境課(北館2階)



行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

清須市では、ごみ減量化に向けた取組みとして「4R運動」を推進しています。 ■問合せ 生活環境課(北館2階)

循環型社会形成の実現及びごみの減量化のために、一人ひとりが環境保全や資源の有効利用を推進しましょう。

Refuse(リフューズ)「不要なものを断る」
・レジ袋や過剰包装を断るようにする。

Recycle(リサイクル)「資源として再利用する」
・ごみとして捨てるときは、大切な資源として活かせるよう正しく分けて捨てる。

4 R 運動

Reduce(リデュース)「ごみを減らす」
・できるだけ、ごみは作らない。
・無駄なものは買わないし、貰わないようにする。

Reuse(リユース)「繰り返し使う」
・まだ使えるものはごみにしないで、別の使い方を考える。

カラスによるごみ散乱被害が増えています ■問合せ 生活環境課(北館2階)

ごみの出し方を工夫することにより、カラスによるごみの散乱を防止することができます。

下記の方法を参考に協力をお願いいたします。

- ①生ごみを減らす**
カラスにとって家庭から出る生ごみは餌となります。食べ残しを減らし、生ごみを少なくしましょう。
- ②生ごみを見えないようにする**
カラスは主に視覚で食べ物を探すので、紙に包むなど外から見えないようにして、袋の中央付近にまとめましょう。
- ③収集時間を守って出す**
前日の夜や早朝にごみを出すと、カラスに荒らされやすくなります。ごみは当日の決められた時間(朝8時まで)に出しましょう。
- ④適切な方法によるネットなどの使用でごみを覆う**
カラスにごみ袋を荒らされないようにネット等で覆いましょう。(ネットの網目は、カラスのくちばしが通らない程度の細かいものが良いです。)



美化活動にご協力を!

■問合せ 生活環境課(北館2階)

5月20日(日)に市内の新川、庄内川、五条川を中心とした美化活動を実施します。市民の皆さんのご協力をお願いします。

なお、雨天中止の場合(防災無線でお知らせします。)は、翌週の5月27日(日)に順延します。



併設されました。記念館には創業時からのメニュー表や、食器や内装、制服の変遷が紹介され、懐かしい雰囲気も漂っています。人気キャラクターとコラボしたグッズ



CoCo Ichiban 1号店のネームプレート

西枇杷島町の第一号店が2014年にリニューアルした際には、「ココイチ」の歴史と魅力が詰まった資料館「壹番屋記念館」が



歴史と魅力が詰まった壹番屋記念館

「ココイチ」のすべてを堪能できる「壹番屋記念館」の見学は無料。事前に本社への電話予約が必要です。

2000年9月の東海豪雨の時には、自社の店舗や工場が被災しながらも、いち早く移動販売車でカレーライスを無料提供してくださいました。町内の商店が浸水して不自由な思いをしていた私たちは、お腹だけでなく心も満たされたものでした。あの時のカレーの温かさ、美味しさ、そして感謝の気持ちは、今も忘れていません。記念館には水害時の写真も展示されています。

元々喫茶店を営んでいた創業者ご夫妻が、カレー専門店を西枇杷島町末広にオープンしたのは40年前。以後大きく発展し、千店を超える店舗数がギネスに認定される程に。カレー以外にもパスタ、ラーメンなどのお店も増え、海外にも進出して世界的人気のチェーン店となりました。

市民記者がゆく! まちなかWatch

西枇杷島町「壹番屋記念館」
市民記者 吉村希代美

34